

五所川原市ホームページ広告掲載事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、五所川原市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載することに関し、五所川原市広告掲載要綱（平成20年五所川原市告示第7号。以下「要綱」という。）及び五所川原市広告掲載基準（平成20年2月1日付け五管発第120号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページで指定した位置とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセルを1枠とする。

(2) 形式 画像形式は、GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNGのいずれかの形式とする。

ただし、アニメーションなどの動きのあるものについては、閲覧者の身体的負担とならないよう配慮されたものに限る。

(3) 容量 1枠10KB以下とする。

2 市ホームページに掲載することができる広告の枠数は23枠以下とする。

(広告掲載の範囲)

第4条 要綱第3条第1項及び第2項並びに基準に規定する広告掲載の範囲は、リンク先も含まれる。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠当たり月額3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位として、最長1年とする。

2 広告掲載期間中に市の都合により、更新、メンテナンス等で、市ホームページに掲載した広告を閲覧することができない時間が生じたときがあっても、掲載期間は延長しない。

(広告掲載者の募集)

第7条 広告掲載者の募集は、市ホームページ等を通じ公募により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みは、五所川原市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の案及び画像データを添えて、掲載を開始する月の前月の15日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日後において、最も近い週休日等でない日）までに行うものとする。この場合において、当該画像データの作製経費は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は前条の申込書を受理したときは、募集期間終了後、内容を審査し五所川原市ホームページ広告

掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）により、その可否を通知する。

- 2 申込件数が募集枠数を超えた場合は、期間が長いものを優先するものとし、期間が同じものが複数ある場合は、抽選により決定するものとする。

（掲載料の納入）

第10条 掲載料は、掲載決定後、市長の指定する期日までに一括で前納しなければならない。

（広告等の変更）

第11条 広告掲載者は、1月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

- 2 前項の規定による広告の内容又はリンク先の変更の申込みは、変更しようとする月の前月の15日（その日が週休日等に当たるときは、その日後において最も近い週休日等でない日）までに五所川原市ホームページ掲載広告等変更申込書（様式第3号）に画像データを添えて、市長に申し込まなければならない。この場合において、当該画像データの作製経費は、広告掲載者の負担とする。

- 3 市長は前項の申込みを受けたときは、内容を審査し、五所川原市ホームページ掲載広告等変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により、その可否を通知する。

（広告掲載の取りやめ）

第12条 広告掲載者は、五所川原市ホームページ広告掲載取りやめ申出書（様式第5号）を提出し、市ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができるものとする。

- 2 前項の規定により、広告掲載を取りやめたときには、すでに納付した広告掲載料は返納しない。

（広告掲載の取り消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) その他市ホームページの掲載上支障があると認められるとき。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

五所川原市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

五所川原市長

申込者 住所（所在地）
称号（名称）
代表者職氏名
担当者職氏名
連絡先

ホームページに広告を掲載したいので、五所川原市ホームページ広告掲載事業実施要領に基づき下記のとおり申し込みます。

記

1. 掲載希望期間

年 月 ～ 年 月

2. 広告の内容

(alt 代替テキスト：)

広告案（縦60ピクセル×横150ピクセルの見本）添付

データ形式（ GIF JPEG PNG ） データ量（ KB）※小数点以下切捨て
※申込み時にバナー広告案を電子媒体により持参もしくは次のEメールアドレスに送信してください。

toiawase@city.goshogawara.lg.jp

3. バナーのリンク先アドレス

<http://>

様

五所川原市長

五所川原市ホームページ広告掲載決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申込みのあった五所川原市ホームページへの広告掲載について、広告を掲載することに決定（不決定）いたしましたので通知します。

記

1. 掲載広告

リンク先 <http://>

2. 掲載期間

年 月 ～ 年 月

3. 広告掲載料

4. 広告掲載料納期限

年 月 日

(不決定の理由)

様式第3号（第11条関係）

五所川原市ホームページ広告等変更申込書

年 月 日

五所川原市長

申込者 住所（所在地）
称号（名称）
代表者職氏名
担当者職氏名
連絡先

ホームページ掲載している広告について、五所川原市ホームページ広告掲載事業実施要領に基づき下記のとおり申し込みます。

記

1. 変更後の広告の内容

広告案（縦60ピクセル×横150ピクセルの見本）添付

データ形式（GIF JPEG PNG） データ量（ KB）※小数点以下切捨て
※申込み時にバナー広告案を電子媒体により持参もしくは次のEメールアドレスに送信してください。

toiawase@city.goshogawara.lg.jp

2. 変更後のリンク先アドレス

<http://>

様

五所川原市長

五所川原市ホームページ広告等変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった五所川原市ホームページへの広告等の変更について、変更を承認（不承認）いたしましたので通知します。

記

1. 変更後の広告の内容

2. 変更後のリンク先アドレス

http://

(不承認の理由)

様式第5号（第12条関係）

五所川原市ホームページ広告掲載取りやめ申出書

年 月 日

五所川原市長

申出者 住所（所在地）
称号（名称）
代表者職氏名
担当者職氏名
連絡先

ホームページに掲載している広告について、五所川原市ホームページ広告掲載事業実施要領に基づき下記のとおり申出します。

記

1. 広告掲載取りやめの理由